

# 業務委託に係る基本契約書

〈発注者正式名称〉(以下「甲」という。)<受注者の個人の制作者本名(通称を用いる時は<通称・・・こと、本名・・・>と表記〉(以下「乙」という。))は、甲の乙に対する業務委託の基本的な事項について契約(以下、本基本契約という。)を締結する。本基本契約は締結日以降、甲が乙に委託する業務において有効なものとする。本基本契約を証するため本書2通を作成し、各自1通を保有する。

XXXX年XX月XX日

〈発注者名〉

住所：・・・・・・・・・・

名称：・・・・・・・・・・(印)

〈受注者名〉

住所：・・・・・・・・・・

氏名：・・・・・・・・・・(印)

## 第1条 (目的)

- 本基本契約は、甲が乙に一定の業務を委託する時の基本的な事項を定めることを目的とし、第2条から第14条の項目は本基本契約の契約期間中に甲が乙に委託する一定の業務に共通して適用される。
- 本基本契約に定めのない、個別業務で制作するアニメーション作品の情報、業務の代金と支払金額、業務の内容、スケジュールは、個別の業務の契約書(発注書)に定める。
- 本基本契約は、甲が乙に業務の発注が継続する間は、□年毎に双方が確認して、更新する。

## 第2条 (委託する業務)

- 甲が、乙に委託するアニメーション作品の制作の業務は、

※1 の業務

とする。

- 甲が乙に制作の業務を委託するアニメーション作品と必要な作品情報は、個別の業務の都度、確認する。

- 甲が乙に委託する前項の作品の制作の担当業務は、個別の業務の都度、確認する。

## 第3条 (業務委託料金(代金)の計算方法)

- 甲が、乙に業務を委託する都度、支払う業務委託料金(代金)の計算方法は

代金計算の単位※2 )の数×個別の業務委託契約で定める単価=

合計代金とする。

- 単価は個別の業務の契約書(発注書)で定める。

- 一定の計算方法によらない代金は個別の業務の契約書(発注書)で定める。

※1：受注者が継続共通して行う業務を記入(ひな型例 P5)

※2：担当業務の成果物(工程毎の、いわゆる中間成果物)の数の単位を記入(ひな型例 P5)

## 第4条（支払方法）

1.甲が、乙に業務委託料金を支払う日は、

※3 とする。

2.甲が、乙に業務委託料金を支払う方法は、

※4 とする。

3.甲が、同時期に乙との複数の契約による複数の請求を受付た場合、個別の業務の契約書（発注書）で定める期限内に合算して支払うことができる。

4.甲は、銀行振込の手数料を負担する。また支払日が銀行の休業日の時は翌営業日に繰り延べることができる。

5.甲は、支払いが遅延した場合、法令に定められた遅延利息を、乙に支払う。

6.乙は、適格請求書発行事業者で

ある受注者は、定められた事項を記載した適格請求書（インボイス）を発行する。

/ない場合、乙への消費税相当分の支払と請求書への記載方法は甲乙双方が合意して定める。

7.甲は、所得税の源泉徴収の対象となる乙の業務の支払い時には源泉徴収を行う。

## 第5条（業務の手続）

【情報成果物の作成業務の場合】

1.甲が、乙に委託する業務の発注、納品・受領、検査、請求、支払の手続を定めて行う。甲は個別の業務の契約書（発注書）を発行し、受領、支払を文面で記録する。乙は請求書を発行する。

2.個別業務の契約書（発注書）に納品・受領、検査、支払の期日を定める。

乙が作成した成果物の納品・受領の時期は、※5 とする。

3.甲が指定したチェック（検査）者の指示、検査による修正は本業務に含むものとする。

【役務の提供業務の場合】

1.甲が、乙に委託する業務の発注、完了、請求、支払の手続を定めて行う。甲は、個別の業務の契約書（発注書）を発行し、完了、支払を文面で記録する。乙は請求書を発行する。

2.個別業務の契約書（発注書）に完了、支払の期日を定める。

乙の業務の完了の条件・時期は、※6 とする。

3.乙のチェック（検査）の業務には修正後の再チェック（検査）も含むものとする。

【情報成果物の作成業務・役務の提供業務共通】

4.個別の業務の手続の時期、業務の進行は個別の業務の契約書（発注書）に定め、業務の期間は、業務の業務委託料金の支払までとする。

※3：支払期日：例）請求月の月末締め、翌月末払い 等を記入（ひな型例 P6）

※4：支払方法：例）指定の名義の銀行口座に振込 等を記入（ひな型例 P6）

※5：作成した成果物を制作進行やチェック（検査）者に渡した時、または発注者が指定したチェック（検査）者が一定の水準に達していることことを確認した時、から選択（ひな型例 P6）

※6：条件・時期例：発注者が受注者の指示、検査、管理の対象となる成果物の納品を確認した時、等を（ひな型例 P6）

## 第6条（リテイク、改変）

- 1.乙が作成した成果物の納品・受領後に、仕様との不適合等（（以下、この契約不適合を「瑕疵」という）が見つかった場合、甲と乙、また甲が指定した当該の成果物のチェック（検査）者とも協議し、乙は修正を行う。
- 2.乙が第1項の修正を行う時に、成果物の瑕疵以外の修正が必要になる場合は、契約した業務とは別途の業務とし、甲は乙とその修正の内容と代金をその都度協議して定める。
- 3.乙が作成した成果物の納品・受領後に、仕様との不適合等（瑕疵）はないが、修正を行う場合、甲は乙に

※7 とする。

- 4.制作したアニメーション作品の公開後の改変のため修正が必要な場合、甲は乙に改変の了承を得ることが※8 とし、その改変による修正の業務を、甲は

※9 とする。

- 5.甲が乙に、第6条第3項、第4項の修正業務を依頼する場合、別途、修正業務の代金、仕様、手続、進行の期日・期間を定める。

## 第7条（個別の業務の変更、解約、延期・中止）

- 1.業務の数量、期日の変更、これによる金額の変更は、受注者と発注者が確認し、甲は乙に変更内容を記載した契約書（発注書）をただちに再発行する。
- 2.前項以外の契約内容の変更は、変更を必要とする者ができるだけ早い日までに告知し、甲と乙が対応を協議の上、契約の変更について合意し、甲は乙に変更内容を記載した契約書（発注書）をただちに再発行する。
- 3.甲または乙が、自己の都合で解約を必要とする場合、解約を必要とする者が解除日の30日前のできるだけ早い日までに告知し、対応を協議し、合意した対応を書面にして契約の解約を行う。
- 4.甲の都合で、または甲の都合ではない理由で、制作しているアニメーション作品や担当の業務が延期、または中止になった場合、甲は乙にただちに告知し、協議し、合意した対応を書面で確認する。延期の場合、再開の対応も協議の上、書面で確認する。
- 5.第7条第3項の解約（乙の都合による場合を除く）、同条第4項の中止、延期があった場合、甲は解約、中止・延期の決定の時までに、乙が行った業務の納品を受領し、相当分の金額を支払わなければならない。
- 6.第7条第2項の変更により、甲または、乙に損害や追加の作業が生じた場合、損害を負った側、作業を負担した側は、相手方に損害金、または追加の代金の支払を請求できる。同条第3項の解約により、甲または、乙に損害が生じた場合、損害を負った側は、相手方に損害金の支払を請求できる。同条第4項の甲の都合で生じた中止、延期により、乙に損害が生じた場合、乙は甲に損害金の支払を請求できる。

※7：●必ず修正を依頼する ●修正を依頼せず、他の制作者に依頼する ●その都度協議するから選択（ひな型例 P7）  
※8：●必要 ●不要 から選択（ひな型例 P7）  
※9：●必ず修正を依頼する ●修正を依頼せず、他の制作者に依頼する ●その都度協議するから選択（ひな型例 P7）

## 第8条（著作権）

- 1.甲と乙は、制作するアニメーション作品とそれに含まれる著作権等の知的財産権を侵害してはならない。
- 2.甲は乙に、アニメーション作品、第三者の著作権等の知的財産権、その他あらゆる権利を侵害する資料の提供や指示を、乙に行わないことを保証する。
- 3.乙は甲に、作成する成果物が第三者の著作権等の知的財産権、その他あらゆる権利を侵害しないことを保証する。
- 4.甲または乙に権利侵害の主張がなされた時は、権利侵害の原因を生じさせた者自身の責任と費用でこれを解決しなければならない。
- 5.第1項、第2項又は第3項により甲、乙またはアニメーション作品の著作権者に損害が生じた場合、損害を被った者は違反した者に損害金の支払を請求することができる。
- 6.乙が作成する成果物、中間成果物、資料・素材（受注者が業務の受注に先立って創作した著作物を除く）は、甲に所有権及び著作権（著作権法第27条、同第28条に定める権利を含む。）等の知的財産権を譲渡し、アニメーション作品の著作権者である製作者が、甲を介し、または甲から譲渡を受けて、所有・保有し、管理する。この譲渡の代金は業務委託料金（代金）に含まれる。乙が甲から業務のために渡された前工程の成果物、中間成果物、資料・素材は発注者に返却し、また乙が作成した成果物、中間成果物、資料・素材は発注者に提出する。また乙は、上記で譲渡する成果物等に関し、著作者人格権を行使しない。
- 7.乙が受注に先立って創作した乙の著作物を、甲または、乙が制作に参加するアニメーション作品の著作権者である製作者が当該アニメーション作品に利用する場合、著作権の譲渡、または利用許諾について条件と対価を協議し、個別契約に定める。乙は当該著作物に関して、著作者人格権を行使しないこととする。
- 8.発注者は、作品公開時のクレジットに制作者を表示する時の、受注者の業務の種類と氏名（芸名、ペンネーム）等を確認する。
- 9.発注者は作品公開時に、必要な受注者に広報用コメントの使用や広報メディア出演等の協力を得ることができる。この時の使用や出演の報酬は

※10	こととする。
-----	--------

## 第9条（安全・衛生）

甲は、乙が安全に業務を行うために、事故やハラスメントの防止や、衛生や育児・介護との両立に配慮する。

※10：●個別の業務委託料金に含める ●個別の業務の契約において定める から選択（ひな型例 P8）
---

## 第10条（秘密保持）

- 1.乙は、業務により知った制作するアニメーション作品の情報を、業務を行うため以外に、開示、加工、利用、複写、複製してはならない。
- 2.乙は、業務によって知った甲の企業情報や個人情報を、業務を行うため以外に、開示、加工、利用、複写、複製してはならない。
- 3.甲は、業務によって知った乙の個人情報を、業務を行うため以外に、開示、加工、利用、複写、複製してはならない。
- 4.以上の項に違反し、情報の不適切な扱いにより損害が生じた場合は損害を負った側が相手方に損害金の支払を請求できる。

## 第11条（暴力団排除）

- 1.甲と乙は、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力に関与し、利用し、資金等を供給、便宜を供与をしていないことを確約する。
- 2.前1項に違反した者に対して、相手方は即時に契約を解除できる。
- 3.前1項に違反した者に対して、相手方は生じた損害金の支払を請求できる。

## 第12条（個別の業務の終了後の扱い）

個別の業務終了後も、第6条、第7条、第8条、第10条、第11条の効力存続を定めた事項は有効に存続する。

## 第13条（協議）

基本契約、個別の契約に記載のない事項や、契約の事項の解釈に疑いが生じたときは、法令等の定めにより、また、受注者と発注者が誠意をもって協議して、解決する。

## 第14条（専属的合意管轄裁判所）

基本契約、個別の業務の契約に関連する訴訟を行う場合の、第一審の専属的合意管轄裁判所を  
※ 11 に定める。

以上

※11：裁判所名を記入（ひな型例 P9）